

## 第65条 削除

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、削除〔昭和55年条例第39号〕

本条は、従前は「消防計画書の提出」として規定していたが、昭和48年に消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年自治省令第13号）が施行され、防火対象物の防火管理者は、消防計画を作成したときは、消防機関の適切な指導が受けられるように、当該消防計画を消防計画届出書により消防機関に届け出なければならないこととされるなど、消防計画に係る法令が整備された。このことを踏まえ、昭和55年に条例改正し、本条は「削除」となっている。